

# 受検手続支援シート「受検予定地」の記載方法

Q：「受検予定地」はどのように記載すればよいか

A：実習実施者の住所を番地まで入力試験実施機関の住所ではない）。プルダウンで選択する「受検予定地都道府県」と直接入力する「受検予定地」に記載した住所の都道府県は一致させてください。

## ■試験実施機関が都道府県職業能力開発協会の場合の注意事項

【原則】試験実施機関は実習実施者住所の都道府県職業能力開発協会となる

【例外】実習実施者住所の都道府県（A県）と、受検予定の都道府県職業能力開発協会（B県）が異なる場合で、受検予定地住所が未定の場合

- (1) B県職業能力開発協会に受検可能かどうか確認し事前了承を得る
- (2) プルダウンで選択する「受検予定地都道府県」はB県を選択  
(=「受検予定機関」には自動的にB県職業能力開発協会が表示される)
- (3) 「受検予定地」に「B県内未定」と記載
- (4) 「備考」に「B県職能事前了承済み。実習実施者住所はA県・・・」と実習実施者住所を番地まで記載

## ■試験実施機関が都道府県職業能力開発協会以外の場合の注意事項

【原則】試験実施機関は実習実施者住所を基に試験場所を決定

なお、実習実施者住所はA県A市だが、B県B市での受検を希望する場合は「備考」に「B県B市で受検希望」と記載し、プルダウンで選択する「受検予定地都道府県」はA県を選択、「受検予定地」にはA県A市の実習実施者住所を番地まで記載してください

### ■受検手続支援サイト（監理団体トップページ）

<https://www.otit.go.jp/g/6f3vvggF9P2579&i=ycY&i=1j0A&i=1j0A&i=1bHm>

### ■受検手続支援サイト利用者マニュアル（簡易版）

<https://www.otit.go.jp/g/9P6cAUqDpH613&i=ycY&i=1j0A&i=1j0A>

### ■受検手続支援サイトよくあるご質問

<https://www.otit.go.jp/g/7MPKKX4qPR614&i=ycY&i=1j0A&i=1j0A>